

法務省告示第 号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号、同表法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号イ(2)、同表法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ、同表法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ及び同表法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項下欄第一号ロの規定に基づき、専修学校の専門課程の修了に関し法務大臣が定める要件を次のように定める。

平成二十三年 月 日

法務大臣

- 一 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の表法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号に規定する専修学校の専門課程の修了に関し法務大臣が定める要件は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号。以下「規程」という。）

第三条に規定する高度専門士と称することができることとする。

二 基準省令の表法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号イ(2)、同表法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ、同表法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ及び同表法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄(ロに係る部分に限る。)に掲げる活動の項下欄第一号ロに規定する専修学校の専門課程の修了に関し法務大臣が定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

イ 次のいずれにも該当すること。

- (1) 本邦において専修学校の専門課程の教育を受けたこと。
- (2) 規程第二条に規定する専門士と称することができること。

ロ 規程第三条に規定する高度専門士と称することができること。

附 則

この告示は、平成二十三年 月 日から施行する。